

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国では、総人口が長期の減少過程にある中、65歳以上の高齢者人口は増加し続けており、令和元年10月1日現在の高齢者人口は3,589万人に達し、総人口に占める高齢者割合（高齢化率）は28.4%に及ぶ「超高齢社会（注1）」となっており、さらに、令和18年（2036年）には国民の約3人に1人が65歳以上の高齢者となると見込まれています。

本市においても、令和2年9月末現在の高齢者人口は130,506人、高齢化率は27.3%となっており、人口減少の局面においても、高齢者人口は増え続けていくことが予想されていることから、高齢化率の上昇とともに、認知症高齢者や、ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦世帯が増加することも想定されます。

そのため、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう「地域包括ケアシステム」の構築を着実に進め、認知症などになっても本人の意思が尊重され、安心して暮らし続けることができるための体制整備が必要となります。

また、高齢者のみならず、地域住民や地域の多様な主体が参画し、分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現も重要であり、地域包括ケアシステムの推進は、その取り組みのひとつと考えています。

こうした動向を踏まえ、団塊の世代（注2）が75歳以上となる令和7年（2025年）を見据え、保健・医療・福祉の連携のとれたサービスを円滑に提供するために、令和3年度からの3年間を対象とする「大分市高齢者福祉計画及び第8期大分市介護保険事業計画」を策定します。

2. 計画策定の根拠

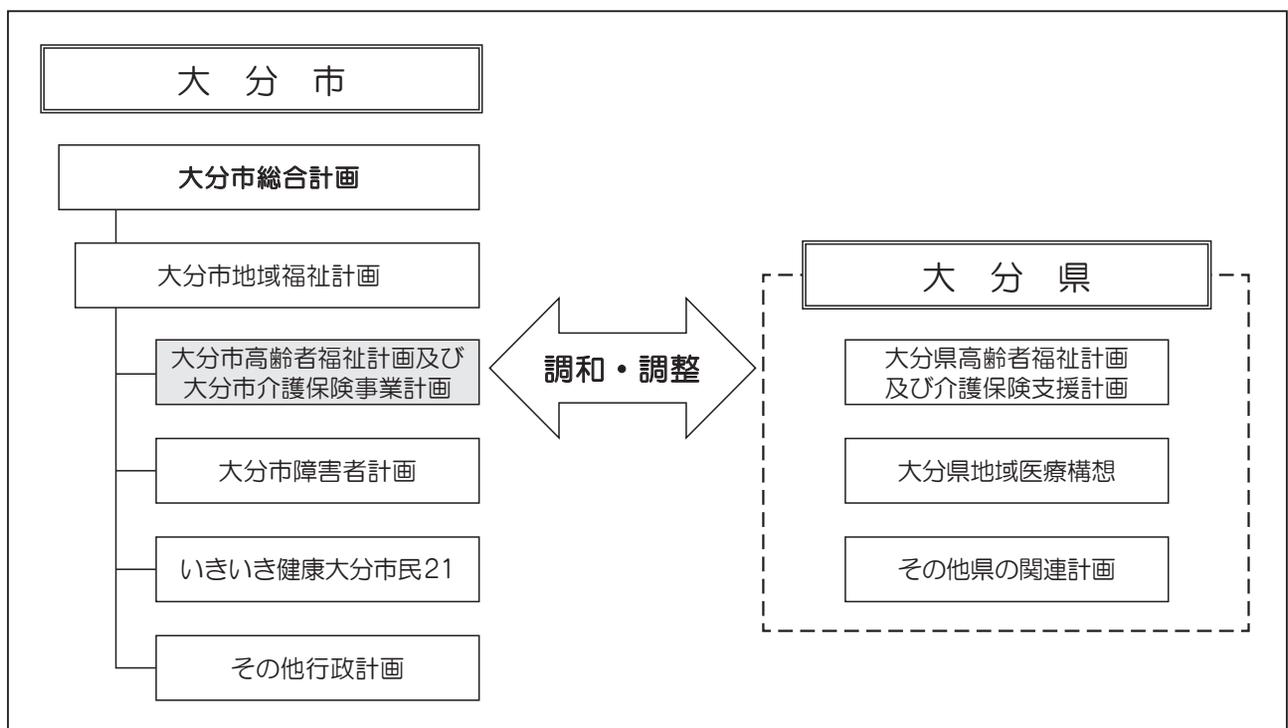
高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づき老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画として策定します。

介護保険事業計画は、介護保険法第116条に規定する介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針に則して、同法第117条に基づき介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画として策定します。

3. 計画の位置づけ

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画は、本市のめざすまちの姿（都市像）とそれを実現するための基本的な政策を定めた大分市総合計画「おおいた創造ビジョン2024」との整合性を図ったうえで策定します。

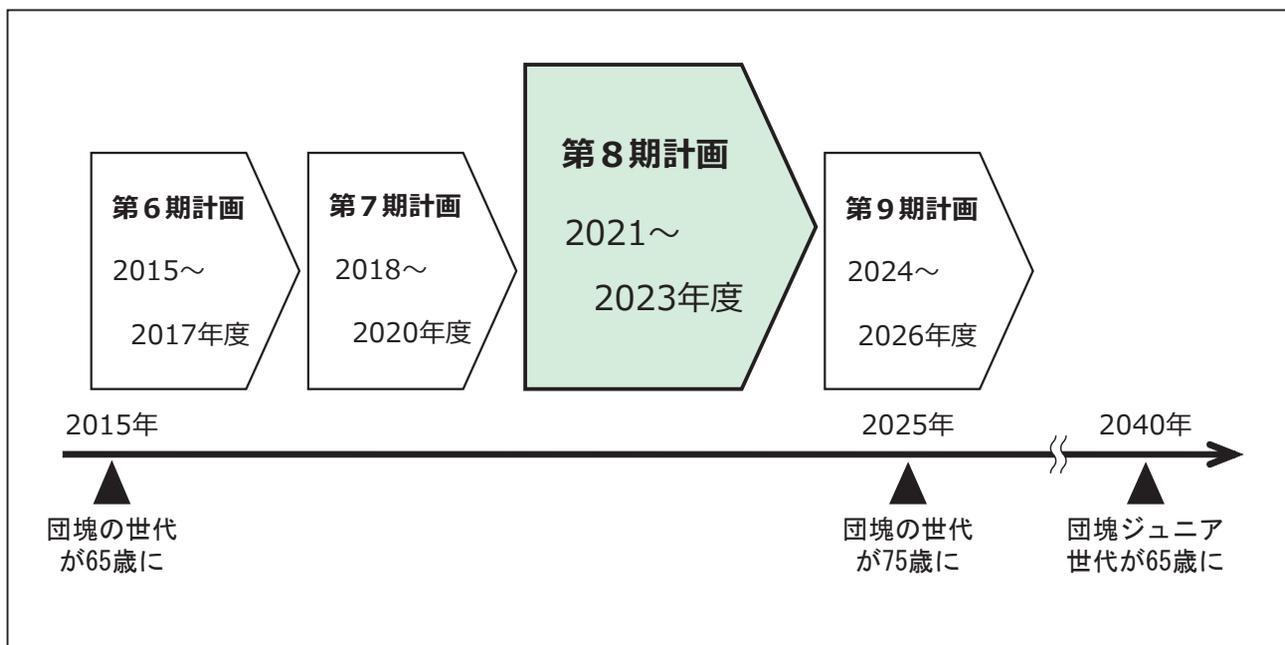
また、いわゆる上位計画として福祉分野の共通事項を定める大分市地域福祉計画をはじめ、大分市障害者計画、いきいき健康大分市民21など各種の保健福祉関連計画との調和を図るとともに、相互に補完しながら、目的や実施方法においても、実効性のある計画とします。



4. 第8期計画の期間

本計画は、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、さらに1970年代前半生まれの団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据え、第5期で開始した地域包括ケアシステム実現のための方向性を継承し、様々な取り組みを推進します。

計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間です。



5. 計画策定及び進行管理のための体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、市民の代表者、介護サービス事業者等の代表者、行政機関代表者、さらに一般公募委員2名を加えた合計27名で構成される「大分市高齢者福祉計画及び大分市介護保険事業計画策定委員会」を設置し、幅広い意見を聞きながら、令和2年5月から7回の審議を経て策定しました。

また、同委員会は、本計画が計画期間内に十分な成果を挙げられるよう計画の進捗状況を検証していきます。